

資料 1 決算書の説明

平成 27 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 27 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 27 年度の収支については、26 年度と比較し、歳入面では、退職被保険者等の医療給付費に係る療養給付費等交付金が約 7,300 万円減少したものの、保険財政共同安定化事業の対象拡大に伴い共同事業交付金が約 4 億 6,700 万円増加するとともに、国庫支出金が約 5,100 万円増加したことから、会計全体で約 4 億 8,800 万円の増となっています。

一方、歳出面では、医療費に該当する保険給付費が約 7,500 万円増加するとともに、共同事業拠出金が約 5 億 900 万円増加したことから、会計全体で約 5 億 6,400 万円の増となっています。

結果としまして、歳入総額 40 億 693 万 5,630 円に対し、歳出総額は 38 億 8,123 万 1,735 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は 1 億 2,570 万 3,895 円となり、この額は 28 年度に繰り越します。

また、27 年度において国保財政調整基金から生じた利子 29 万 401 円を基金に積み立て、27 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,691 万 44 円となっています。

医療費の動向といたしましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて 3.1%増加しております。平成 23 年度からの推移をみますと、25 年度のみ 2.4%減少しているものの、それ以外の年度ではいずれも増加しており、この傾向は今後も続くものと考えております。

国民健康保険被保険者の年間平均の被保険者数は、前年度と比べて 2.4%減少していますが、療養給付費の 1 人当たり年間受診件数は 16.59 件と、26 年度より 3.1%増加しています。また、1 人当たり年間費用額も 26 年度より 6.0%増加し、350,341 円となっています。高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い受診件数、費用額の増加傾向は今後も続くものと思われます。

医療費の増加抑制策としましては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により全保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40 歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制につなげる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布するとともに、25 年度からは、先発医薬品から後発医薬品に切り換えた場合の利用差額を被保険者に年 2 回通知しております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

決算額は 4,431 万 934 円で、前年度に比べて約 120 万円増加しております。この主な要因は、社会保障・税番号制度に伴う電算システム改修経費の増によるものであります。

24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税费 目 1 賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は 357 万 5,172 円で、前年度より約 7 万円増加しております。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている「退職被保険者等」以外の方々、「一般被保険者」に対する医療費の保険者負担分であります。決算額は 19 億 2,574 万 8,468 円で、前年度より約 8,360 万円増加しております。被保険者数は減少しているものの、調剤に係る費用額が約 5,830 万円、入院外に係る費用額が約 3,390 万円増加するなど、全体として受診件数、費用額とも増加しており、保険者負担額の増加につながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、先ほどご説明した「退職被保険者等」に対する医療費の保険者負担分であります。27 年度決算額は 1 億 776 万 1,320 円で、前年度より約 2,310 万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えております。

26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費についてですが、「高額療養費」とは医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものです。目 1 一般被保険者高額療養費は、2 億 2,997 万 6,953 円で、前年度より件数で 517 件増加し、決算額も約 2,050 万円の増となっております。受診件数、1 人あたり費用額が増加した結果、高額医療費の増加にもつながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、1,841 万 1,196 円で、前年度より件数で 13 件の増、決算額で約 30 万円の増となっております。退職被保険者数は減少したものの、1 人あたり費用額が約 8 万円増加した結果、高額療養費の増加につながったものと考えております。

28 ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4 億 4,297 万 4,491 円支出しております。前年度より約 770 万円の増となっています。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。26 年度は 28 万 4,772 円支出しており、前年度より約 3 万円減少しております。

30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。本町の第 2 号被保険者数に単価を乗じて算出した 27 年度概算額から、前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 5,747 万 3,473 円を納付しております。前年度からは約 2,020 万円減少しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 7,135 万 9,388 円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費に対して交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約 1,540 万円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 7 億 8,255 万 7,214 円は、高額医療費拠出金と同様に全保険者で一定額を拠出し、保険者相互で再保険化を図るものですが、こちらは全ての医療費を対象としております。平成 26 年度までは 1 件当たり 30 万円を超える医療費を対象としていたのですが、平成 27 年度より全ての医療費へと対象が拡大された結果、拠出金も約 4 億 9,340 万円という大幅な増加となっております。

32 ページをお願いいたします。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業

費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,822 万 4,967 円を支出しております。

特定健診では 1,750 名の方が受診され、そのうち 42 名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者は 28 名増加し、受診率は 1.3%増の 29.7%となっております。

款 9 基金積立金は、平成 27 年度において財政調整基金から生じた利子 29 万 401 円を基金に積み立てたものです。平成 27 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,691 万 44 円となっております。

34 ページをお願いいたします。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金 3,657 万 3,502 円につきましては、平成 26 年度以前に係る医療給付費の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は、7 億 2,371 万 974 円で、前年度と比較し約 3,220 万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均被保険者数では 195 人減少するとともに、基準総所得金額の減少、保険税軽減額の増加などにより、保険税総額も減少したものと考えております。

12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 5 億 3,883 万 8,749 円で、前年度比で約 2,240 万円の増となっております。歳出側で、一般被保険者に係る保険給付費が増加した結果、保険給付費の 32%を負担する本負担金も増加いたしております。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は、1 億 9,339 万 6,000 円で、前年度より約 2,420 万円の増となっております。これについても、一般被保険者に係る保険給付費の増加が要因と考えられます。

款 4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1 億 1,809 万 4,000 円であります。退職被保険者数の減少等により約 7,310 万円の減となっております。

14 ページをお願いいたします。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し約 910 万円増の 9 億 6,457 万 6,901 円となっています。現年度分の概算交付金額は約 2,180 万円増えていますが、前々年度の精算額が 26 年度と比べ約 1,260 万円減少したことにより、全体として約 910 万円の増となっています。

款 6 県支出金は、1 億 7,722 万 8,338 円で、前年度より約 1,000 万円の減となっています。この要因は、がん検診の受診率に係る特別調整交付金額の減少等によるものであります。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 6,648 万 6,422 円で、前年度より約 1,420 万円減少しております。

16 ページをお願いいたします。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、全てのレセプトを対象とし、各保険者が負担した拠出金を財源として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 7 億 6,270 万 1,660 円で、前年度より約 4 億 8,170 万円の大幅な増加となっております。この要因は、対象となるレセプトが、平成 26 年度の「1 件あたり 30 万円以上」から、27 年度は「全てのレセプト」に拡大されたことによるものであります。

款 8 広域連合支出金 211 万 4,681 円は、国民健康保険被保険者の特定健診と同時に実施した、後期高齢者医療被保険者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。

款 10 繰入金の決算額は、2 億 2,975 万 6,119 円であります。節 1 保険基盤安定繰入金のうち保険者支援分において、国民健康保険財政に対する国の財政支援措置が拡充された結果、前年度に比べて 4,280 万円の増加となっております。また、財源補てんのための一般会計繰入は行わず、いわゆる法定繰入のみとなっています。

18 ページをお願いいたします。

款 11 繰越金は、26 年度決算の結果生じた実質収支額を 27 年度に繰り越した

ものです。このうち、目1 療養給付費等交付金繰越金1,723万986円は、26年度に超過交付された療養給付費等交付金を返還するための繰越金であります。

目2 その他繰越金1億8,450万6,887円は、療養給付費等交付金の超過交付以外の理由により生じた繰越金で、前年度より約3,050万円増加しております。

35ページをお願いいたします。

27年度決算の総括といたしまして、歳入総額40億693万5,630円に対し、歳出総額は38億8,123万1,735円で、歳入歳出差引額1億2,570万3,895円を翌年度に繰越いたします。

持続可能な社会保障制度の確立を目的とした「医療保険制度改革法」に基づき、平成30年度からは国民健康保険の運営主体に都道府県が加わることとなりました。都道府県は「財政運営の責任主体」として、保険給付のために必要となる財源を「国保事業費納付金」として市町村から徴収するとともに、給付に必要な費用を市町村に交付することとされています。

市町村は、都道府県から請求された「国保事業費納付金」を納付するために必要となる保険税額を確保するため、保険税率を決定・賦課し、収納した保険税でもって都道府県に納付金を納めることとなります。また、被保険者の方々にとって身近な事務である、資格の管理や保険給付、保健事業などは、引き続き市町村が担うこととなります。兵庫県におきましても現在、「国民健康保険連絡協議会」及びワーキング部会が開催され、平成30年度からの国民健康保険事業の運営のあり方について協議が行われています。国民健康保険制度が大きな転換点を迎えている今日、本町としても円滑な移行ができるよう、議論の内容について注意深く情報収集するとともに、意見発出の機会が与えられる際には、積極的な意見・提言を行ってまいります。

本町の国民健康保険財政は、全国の市町村国民健康保険に比べまだまだ健全な財政運営ができていると考えていますが、今後の高齢化の進行、医療技術の高度化、新たな薬剤の保険適用などによる医療費の増加を考えますと、決して楽観視できる状態ではないと考えております。

国民健康保険事業が安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。